

6. 事業計画の変更に伴う環境影響評価書の予測・評価内容の見直しについて

6.1 予測評価の見直しを行う項目

事業計画の変更にあたり、予測・評価の見直しを行う項目は表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 予測・評価の見直しを行う項目

環境影響評価項目			理由
大気汚染	工事後	自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(一次生成物質)の大気中における濃度	事業計画の変更に伴い、予測条件に変更があるため、予測・評価の見直しを行う。
騒音・振動	工事後	自動車の走行に伴う道路交通騒音及び振動レベル	事業計画の変更に伴い、予測条件に変更があるため、予測・評価の見直しを行う。

6.2 予測評価の見直しを行わない項目

事業計画の変更にあたり、予測・評価の見直しを行わない項目は表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1 予測・評価の見直しを行わない項目

環境影響評価項目			理由
騒音・振動	工事の施行中	建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動レベル	事業計画を変更するが、工事の内容に変更はなく、建設機械の種類等の予測条件に変更はないため、予測・評価の見直しは行わない。
景観	工事後	計画道路の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度	事業計画を変更するが、景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度に変更はないため、予測・評価の見直しは行わない。
		計画道路の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	事業計画を変更するが、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度に変更はないため、予測・評価の見直しは行わない。
史跡・文化財	工事の施行中	工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	事業計画を変更するが、工事の内容に変更はなく、土地改変の範囲等の予測条件に変更はないため、予測・評価の見直しは行わない。
廃棄物	工事の施行中	工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量	事業計画を変更するが、工事の内容に変更はなく、土地改変の範囲等の予測条件に変更はないため、予測・評価の見直しは行わない。

6.3 予測・評価の見直しに伴う評価の結論

見直しを行った予測・評価の結論は、表 6.3-1 に示すとおりである。

表 6.3-1 予測・評価の結論

項目	予測・評価の結論
大気汚染	<p>【工事の完了後】 計画道路の供用開始時点（変更前：平成 30 年度（2018 年度）、変更後：令和 6 年度（2024 年度））及び周辺道路網が概ね完成すると想定される時点（変更前：平成 42 年度（2030 年度）、変更後：令和 18 年度（2036 年度））における計画道路周辺での二酸化窒素（NO₂）の日平均値の年間 98%値は変更前は最大で 0.044ppm、変更後は最大で 0.035ppm と予測され、評価の指標とした環境基準（0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下）を下回る。 浮遊粒子状物質（反応二次生成物質等を除く）の日平均値の年間 2%除外値は変更前は最大で 0.067mg/m³、変更後は最大で 0.041mg/m³ と予測され、評価の指標とした環境基準（0.10mg/m³）を下回る。 以上のことから、変更後と変更前における評価の結論に変更はない。</p>
騒音・振動	<p>【工事の完了後】 計画道路の供用開始時点（変更前：平成 30 年度（2018 年度）、変更後：令和 6 年度（2024 年度））及び周辺道路網が概ね完成すると想定される時点（変更前：平成 42 年度（2030 年度）、変更後：令和 18 年度（2036 年度））における計画道路周辺での道路交通騒音レベルは、敷地境界において変更前は最大で昼間 68dB、夜間 65dB、変更後は最大で昼間 68dB、夜間 65dB と予測され、評価の指標とした環境基準（昼間 70dB、夜間 65dB）以下となる。 道路交通振動レベルは、敷地境界において変更前は最大で昼間 51dB、夜間 51dB、変更後は最大で昼間 51dB、夜間 51dB と予測され、評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準（第 1 種区域：昼間 60dB、夜間 55dB）以下となる。 以上のことから、変更後と変更前における評価の結論に変更はない。</p>